

## 木津川市教育委員会会議録

平成28年第3回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成28年3月22日（火） 午後2時00分から午後3時55分まで

○場 所：木津川市役所 第2北別館 2階会議室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員  
（事務局）森本教育部長、加藤理事、中川理事、竹本教育次長兼学校教育課長、  
市川社会教育課長、福井文化財保護室長

○欠席者：（事務局）石井教育施設整備室長

1. 開 会 教育長  
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認  
教育長が、第2回定例会議の会議録の承認について提案された。  
委員より異議なく承認された。

3. 高の原小学校長脅迫状に関する現状について  
教育長が、現状と今後の対応について報告した。

4. 文化財保存活用基本計画について  
事務局が、前回会議において指摘のあった文化財保存活用基本計画への文化財保護審議会委員名簿及び答申文の掲載を報告した。

5. 議事  
《議案第11号 木津川市図書館協議会委員の任命について》

教育長が、事務局に説明を求めた。  
事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

委員の任期満了に伴い、新たな協議会委員を選定し、任命するもの。

（任期：平成28年4月1日から平成30年3月31日）

委員の任期は、2箇年間である。

委員9名の内、1名が公募委員である。

【質疑応答】

委員：委員構成における公募委員の比率は、何の定めによるものか。  
事務局：本市における委員の公募に関する規程の定めにより、委員定数に対して1割以上と定めている。  
委員：前任の公募委員の方は、公募委員ではなくなるのか。  
事務局：一般委員の位置付けである。  
委員：公募から一般への切り替えはどういった手順になるのか。  
事務局：一般委員については、退任者からの推薦や事務局で適任者を探すことになる。  
委員：公募委員に再任はないのか。  
事務局：2年ごとに公募を行う。

#### 【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第12号 木津川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

#### 〔説明〕

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行され、人事評価制度が導入されることに伴い、京都府立学校の管理運営に関する規則の一部改正にあわせて、所要の改正を行うもの。

#### 【質疑応答】

教育長：条文から評価に関する時期が削除された事で、学校での運営・指導はどの様になるのか。

事務局：時期は、変更無く行われる。

委員：自己評価の際は、何段階かで行うのか。

事務局：自己申告書に基づく評価は、AからCの3段階である。

委員：自己目標設定時に高くない目標にすると達成できてしまうが、何か基準はあるのか。

事務局：特に明確な基準は無い。ただし、経験年数により目標の高さが変わるので、自己申告の際に管理職と必ず面談を行い、目標を確認した上で決定する。

委員：これまで学年初めに面談を行い、学年末に評価を行っていたが、具体的に何か変化はあるのか。

教育長：基本的には変わらない。

委員：学校間で格差は出てくるのか。

教育長：評価者の基準が統一されておれば差は出ないが、厳格な視点と寛大な視点と

の差はあり得る。

**【採決】**

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第13号 木津川市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

労働基準法の遵守のために法定労働時間を明記すると共に、育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき「子の看護休暇」について明文化するもの。

J E Tプログラムにおいても同様の改正がなされている。

**【質疑応答】**

委員：J E Tプログラムについて説明願う。

事務局：外国語指導助手については、本市が直接招致している訳ではなく、自治体国際化協会を通じて来て頂いている。そこで、勤務や服務に関する規則等が定められており、準拠して本市の規則を整備している。

委員：外国語指導助手の身分は、非常勤職員になるのか。

事務局：お見込みのとおり。

教育長：任期は、基本的に3年間か。

事務局：最長3年間である。

委員：小学生に英語を教える時間は含まれているのか。

事務局：お見込みのとおり。学期に2回は幼稚園にも行っている。外国語授業だけに特化している訳ではないので、学校行事にも参加頂いている。

委員：これまでから時間数等の規定があったが、休日勤務が続いてしまう場合等を回避するための整理及び子の看護休暇を加えたということか。

事務局：お見込みのとおり。

**【採決】**

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

6. 教育長報告（平成28年2月27日～平成28年3月22日）

（1）教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・2月27日は、いずみホールにおいて木津川市生涯学習フェスティバルが開催された。

- ・2月29日から平成28年第1回木津川市議会が開会した。
- ・3月1日に幼・小・中安全対策研修として、不審者対応等の実技を含めた研修を木津警察署の協力を得て実施した。
- ・年度末であるので、様々やサークル等が1年間の活動成果の発表会を開催された。

## 7. その他

### (1) 今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

### (2) 平成28年度学校教育の重点について

事務局が、資料に基づき報告を行った。

中でも重点目標中の新規事業等を詳細に説明した。また、重点取組事項の見直した点を詳細に説明した。

#### 【質疑応答】

教 育 長：事業ごとの色分けについて説明している部分に「凡例」の文言を加えるべきである。

事 務 局：印刷を行う際には記載する。

教 育 長：木津川市授業スタンダードにおける「聞く態度と資質の育成」だが、「話す」は入らないのか。

事 務 局：今後の課題である。最終的には「伝える」から「繋がる」となる方向で考えている。

委 員：ここに上がってくるということは、まだ徹底できていないということか。

事 務 局：全ての授業において、徹底をしていく。

委 員：「授業はチャイムで開始、チャイムで終了」も徹底できていない部分があるのか。

事 務 局：ほぼ徹底は出来て来ているが、小学校でチャイム後に教室に入ってくる等がある。

教 育 長：聞く態度と聞く資質の違いとは何か。

事 務 局：これまでは、聞く態度としてきちんと前を向く事等に取り組んで来たが、単に顔を向けているだけでは無く、資質として個人や学級での工夫や特徴を捉えた理解し易い取組みを求めていく。

委 員：あいさつに関して、きちんと出来ない子どもがいる。コミュニケーションをとる上で、あいさつが出来ることは基本的な事なので、学校での指導はもとより、家庭への働きかけも必要ではないかと感じている。

委 員：あいさつ運動を全中学校区とした意図は何か。

事 務 局：現在、あいさつ運動を実施している中学校区があるので、それを現在未実施

の市内全地域に中学校区単位（保育園・幼稚園・小学校・中学校）で拡大する。

(3) 平成28年度社会教育の重点について

事務局が、資料に基づき報告を行った。

内容については、平成27年度より継続であり変更点は無かった。

【質疑応答】

委員：何年後かに達成度の評価を行うのか。

事務局：市総合計画における達成度について評価を実施している。

事務局：社会教育委員会の中でも新しい講座を採り入れること等を議論頂くわけだが、それを評価するとなると指標が難しい。

教育長：社会教育の分野は、参加される方の自発性や自主性の部分があり、行政がノルマを決めていくことは難しい部分である。

ボランティアについても登下校時の見守り活動については、かなり定着をしているが、他の部分は難しいところである。

事務局：学校支援地域本部でのボランティア登録者は、技術や資格を持った方が多いが、学校から求められるのが環境美化等であり人材が活用できていない。

教育長：学校もこれまでの草むしり等をして頂ければ助かるといった発想を転換する必要がある。

委員：学校支援地域本部に登録されておられる方も草むしり等の誰でも出来ることは、他の誰かが参加するだろうという意識があって、参加されないと聞いているので、参加者の募り方を工夫する必要があるのではないかと。

(4) 平成28年度 幼稚園：入園式、小・中学校：入学式 教育委員等出席者について事務局が、資料に基づき各校（園）出席者を報告した。

(5) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

(6) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成28年4月20日（水）午前9時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。